令和５年度

宮古地区広域行政組合一般廃棄物処理実施計画

令和５年３月

宮古地区広域行政組合

目次

Ⅰ　一般廃棄物処理実施計画策定の基本的事項

1　一般廃棄物処理実施計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　一般廃棄物処理基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3　一般廃棄物処理実施計画対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4　一般廃棄物処理実施計画計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ　ごみ処理実施計画

1　ごみの種類及び計画排出量等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2　ごみ処理・処分の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3　目標達成に向けた施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4　収集・運搬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
5　行政組合で処理する特定産業廃棄物の収集運搬等・・・・・・・・・・・・・・・・・14
6　受入時間及び処理手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
7　中間処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
8　最終処分計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
9　民間施設による処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
10　その他の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

Ⅲ　生活排水処理実施計画

1　処理区分及び人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
2　受入時間及び処理手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
3　生活排水処理の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
4　生活排水の処理主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
5　収集・運搬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
6　中間処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
7　最終処分計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

Ⅰ　一般廃棄物処理実施計画策定の基本的事項

1　一般廃棄物処理実施計画の位置付け

一般廃棄物処理実施計画（ごみ・生活排水処理）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「宮古地区広域行政組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき策定された「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、宮古地区広域行政組合（以下、「行政組合」という。）管内における一般廃棄物の発生（排出）抑制、収集運搬、中間処理（再生含む）及び最終処分等について単年度ごとの事業計画を定めるものです。

図－１　計画の位置付け

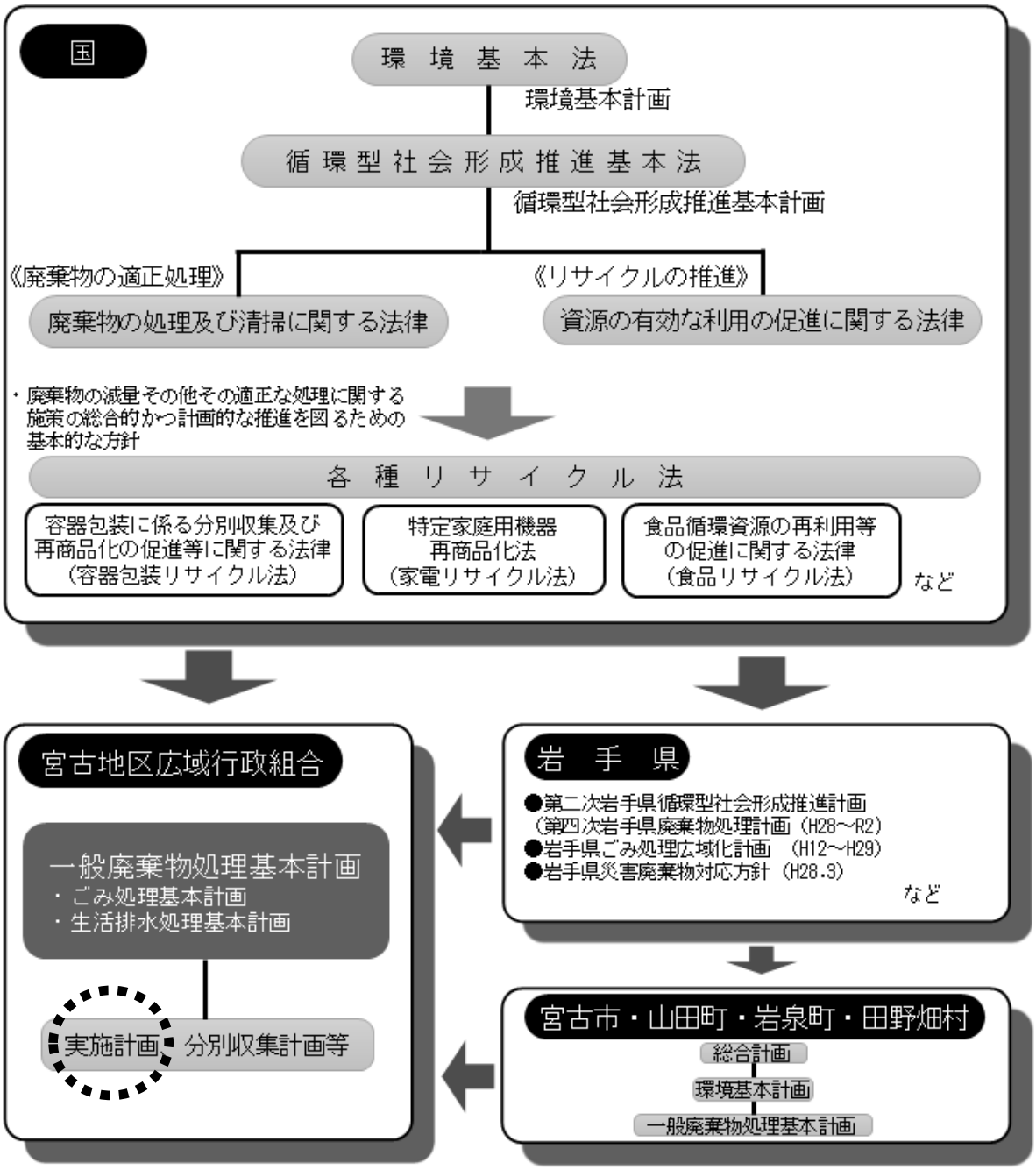

2　一般廃棄物処理基本計画の概要

行政組合では、平成 23 年度から令和７年度までの 15 年間を計画期間とした「一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。)」を策定しています。

基本計画では、計画期間を５年度ごとに分け、前期計画（平成 23 年度から平成 27 年度）では震災からの復旧・復興を最優先の課題とし、中期計画（平成 28 年度から令和２年度）では復旧・復興後の一般廃棄物の適正処理に努めるとともに、老朽化してきている処理施設の延命化を図りました。

後期計画（令和３年度から令和７年度）では、引き続き適正な一般廃棄物処理事業を行うとともに、最終処分場の更新に向けた各種調査や既設最終処分場の埋立完了に向けた雨水排水対策等を実施することとしています。

なお、計画最終年度である令和７年度の目標値につきましては、令和２年度に見直しを行っています。

基本計画の目標数値等を以下に示します。

表－１　ごみ処理基本計画数値目標

指　　標		単　位	数値目標(R7)
主要目標	一人１日あたりのごみ排出量	g/人･日	902
	一人１日あたりの生活系ごみ量	g/人･日	663
	リサイクル率	%	18.8
補足目標	事業系ごみ量	t /年度	6,275
	焼却処理量	t /年度	24,602
	最終処分量	t /年度	3,636

※目標値は、令和2年度改定値。

表－２　生活排水処理基本計画将来予測

区　分			単　位	計画最終年度(R7)
下水道人口	水洗化人口	①	人	35,241
	未水洗化人口	②	人	5,064
	計	③＝①＋②	人	40,305
	水洗化率	④＝①÷③	%	87.4
集落排水人口		⑤	人	2,911
	うち浄化槽処理人口		人	1,181
合併浄化槽人口		⑥	人	13,255
自家処理人口			人	0
汲み取りし尿人口			人	15,481
合計(区域内人口)		⑦	人	71,952
生活排水処理率		(①+⑤+⑥)÷⑦	%	71.4

※生活排水処理率とは、区域内人口に対する生活排水処理人口の割合。

3　一般廃棄物処理実施計画　対象区域

本計画対象区域は、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村の全区域（以下、「本地域」という。）とします。

4　一般廃棄物処理実施計画　計画期間

令和５年４月１日から令和６年３月 31 日まで

Ⅱ　ごみ処理実施計画

● 本計画中の文言の定義について

生活系ごみと事業系ごみを合わせたごみを「ごみ排出量」、ごみ排出量に集団回収（町内会や子供会等で収集したもの）を加えたものを「ごみ総排出量」と呼びます。

また、生活系ごみの資源物量と事業系ごみの資源物量に集団回収を加えた量を「リサイクル量」と呼び、ごみ総排出量に対するリサイクル量の割合を「リサイクル率」と呼びます。

図－２　本計画中の文言の定義

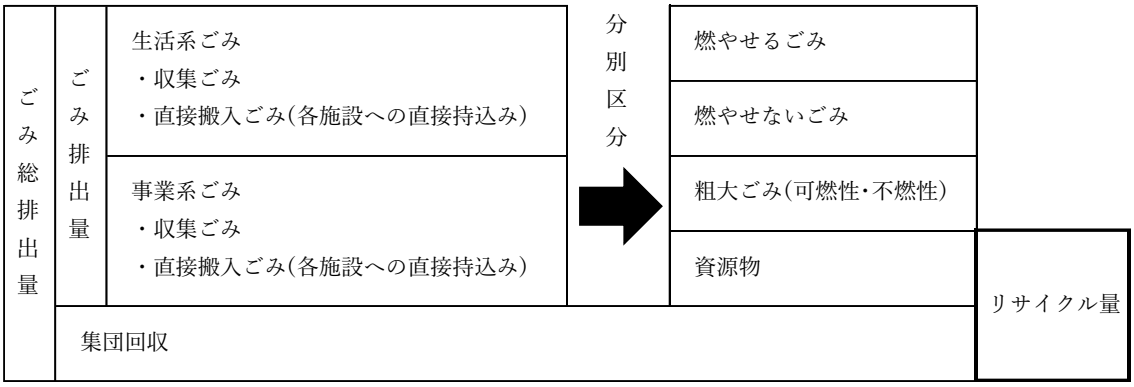

1　ごみの種類及び計画排出量等

行政組合及び構成市町村が処理するごみの種類は、家庭から排出される一般廃棄物である「生活系ごみ」と、事業所から排出される産業廃棄物以外の一般廃棄物である「事業系ごみ」に大きく分けられます。また、そのほか条例に基づき処理する産業廃棄物（以下、「特定産業廃棄物」という。）に分けられます。

生活系ごみと事業系ごみは、処理形態により、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ（可燃性・不燃性）、資源物（紙類、缶類、びん類、プラ類、有害ごみ、使用済み小型電子機器等（以下、「小型家電」という。））の４種類に分けられ、分別は 20 分別とします。

表－３　ごみ排出量等計画値（R5）

指　標	単　位	宮古市	山田町	岩泉町	田野畑村	本地域
ごみ排出量	g/人･日	1,012	787	793	699	931
生活系ごみ量	g/人･日	712	641	566	538	675
リサイクル率	%	15.2	15.5	32.2	27.1	17.7
事業系ごみ量	t/年度	5,159	723	684	175	6,741
焼却処理量	t/年度	25,727				
最終処分量	t/年度	3,432				

表－４　ごみ排出量計画値（R5）

分別区分		計画量(t)	排出形態別内訳	
			生活系ごみ	事業系ごみ
1	①燃やせるごみ	18,898	13,217	5,681
2	②燃やせないごみ	1,083	751	332
3	粗大ごみ	1,559	1,003	556
	③可燃性	1,306	769	537
	④不燃性	253	234	19
4	資源物(容器包装)	1,933	1,764	169
	⑤紙類(ダンボール)	323	319	4
	⑥紙類(飲料用紙パック)	8	8	0
	⑦紙類(紙製容器包装)	170	170	
	⑧缶類(スチール缶)	51	50	1
	⑨缶類(アルミ缶)	108	105	3
	⑩びん類(無色びん)	237	206	31
	⑪びん類(茶色びん)	379	311	68
	⑫びん類(その他色びん)	98	76	22
	⑬プラ類(ペットボトル)	231	191	40
	⑭プラ類(白色トレイ)	9	9	
	⑮プラ類(プラ製容器包装)	319	319	
	資源物(容器包装以外)	937	934	3
	⑯紙類(新聞紙)	549	548	1
	⑰紙類(雑誌)	353	351	2
	⑱びん類(リターナブルびん)	35	35	
	資源物(⑲有害ごみ)	36	36	
	乾電池	30	30	
	蛍光管	6	6	
	水銀入り体温計・血圧計	0	0	
	資源物(⑳小型家電)	5	5	
合　計		24,451	17,710	6,741

2　ごみ処理・処分の流れ

本地域の一般廃棄物の処理・処分の流れを以下に示します。

図－３　一般廃棄物の処理・処分の流れ

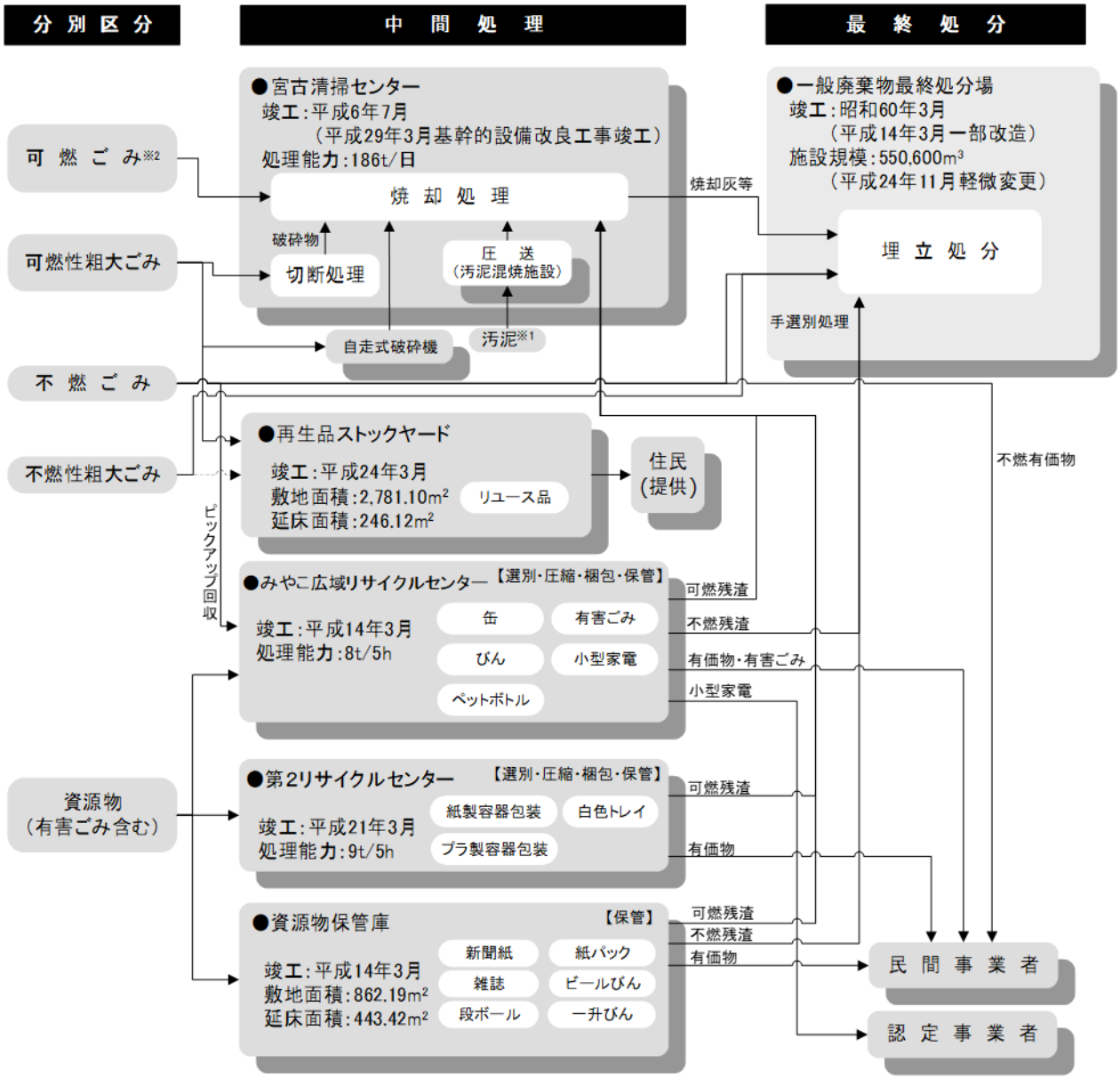

※1：搬入される汚泥は、下水道処理施設、集落排水処理施設、し尿処理施設からの脱水汚泥
※2：特定産業廃棄物（下水道汚泥（スクリーンカス含む）、廃油（阻集器回収油分に限る）、廃プラ（発泡スチロール製の箱状容器に限る）、燃え殻（公衆浴場から生じたものに限る））含む

3　目標達成に向けた施策の推進

行政組合では、構成市町村と連携を図り、住民や事業者と協働して４Ｒ※の推進に取り組み、生活系ごみ及び事業系ごみの減量化・資源化の促進を図ります。

※４Ｒ＝「リフューズ（Refuse）発生回避」「リデュース（Reduce）排出抑制」「リユース（Reuse）再使用」「リサイクル（Recycle）再生利用」

(1)　生活系ごみの資源化・減量化

ア）生ごみの食品ロス削減・減量化・資源化

生ごみは、本地域における燃やせるごみの半分以上を占め、一般的に約８割が水分と言われています。

生ごみの減量化については、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄、料理過程で出てくる調理くずを減らす等食品ロス削減に努め、さらに、平成21年度より構成市町村で実施している「ひと絞り運動」を継続実施し、発生した生ごみの水切りを徹底していきます。

イ）分別の徹底

分別の徹底にあたっては、分別方法について住民に理解してもらうことが重要です。

そのため、分別方法等についての子供や高齢者の方にも分かりやすいマニュアルの作成や分別の状況、効果などをホームページ等に掲載するなど、広報活動を積極的に行うことで、住民の分別意識の向上を図ります。

ウ）集団回収の推進

構成市町村で実施している集団回収事業を継続し、本事業を通じて地域コミュニティの形成に役立て、地域団体の育成を図るとともに、資源回収の促進を図ります。また、集団回収への助成を継続実施していきます。

エ）生活系ごみの有料化の検討

平成9年10月1日（平成16年7月1日改定）から、一定量以上の直接持込みごみに対してごみ処理手数料を徴収していますが、今後も必要に応じて見直しを検討すると共に、収集ごみについても排出量に対する負担の公平という観点から、必要に応じてごみ有料化の導入も検討します。

なお、検討にあたっては、構成市町村と連携を図り、県内外の動向を踏まえ行っていきます。

オ）資源回収業者の確保

地域で回収された資源が、円滑に資源回収業者に引き渡されるよう必要に応じて業者との連絡・調整を行います。

カ）再資源化収集品目の拡大

平成27年4月より開始した使用済み小型家電の回収について、回収品目やボックスの設置場所等を周知徹底していきます。

その他、再資源化が可能で、ごみの減量に効果があるものについては、分別収集品目の拡大を検討します。

キ）リユースの推進

再生品ストックヤードを活用し、粗大ごみからの再生利用可能な物の回収と住民への提供を継続して行います。また、地域内のリサイクルショップやフリーマーケット等の情報を住民へ提供することで、さらなるリユースを推進していきます。

(2) 事業系ごみの減量化・資源化

ア）排出者責任の徹底

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが法律により義務づけられているため、事業者に対しては、排出者責任の徹底を周知します。

イ）事業系ごみの適正処理の推進

事業系ごみが生活系ごみへ混入している場合があるため、事業系ごみを適正に処理するよう構成市町村と連携し、監視・指導を徹底します。

また、施設での積載物の検査を引き続き実施する等、産業廃棄物の不適正な処理や受け入れ基準を満足しない搬入が行われないよう事業系ごみの適正処理を推進します。

ウ）多量排出事業者への適正処理及び減量化指導

事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、同計画に基づき、構成市町村において実施状況を管理・指導することにより排出抑制を推進します。また、それ以外の事業者についても、必要に応じて、分別・減量資源化を促します。

エ）事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

生ごみの減量に対し、病院・介護施設・ホテル・給食センター・飲食店等の生ごみの排出が多い事業者については、食べ残しや調理くずを減らす工夫をする等、生ごみの減量化・資源化を促進するよう協力を働きかけます。特に、食品関連事業者（製造、流通、外食等）については、食品リサイクル法に基づき事業者ごとに定める再生利用等実施率を達成するよう働きかけます。

また、小売店や事務所等では、書類等の紙類の排出が多い傾向にあることから、裏紙を使用するなど、紙類の使用を減らした上で、資源化を促進し、さらに、過剰包装を自粛することで、包装廃棄物の排出を抑制するよう協力を求めます。

オ）適正な手数料の徴収

事業系ごみの処理・処分手数料は、今後も処理・処分原価と比較しながら必要に応じて見直しを行い、適正な処理・処分手数料を徴収していきます。

カ）公共施設における減量化の推進

公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して資源化、減量化に取り組みます。

(3) 普及・啓発事業

ア）パートナーシップの形成

行政組合及び構成市町村では構成市町村別に進める排出抑制・資源化施策などの情報を共有し、本地域全体の住民サービスの向上に努めます。

また、構成市町村においては、廃棄物減量等推進審議会や減量等推進員制度の組織作りと推進体制を整備するとともに、定期的な「地区清掃」、「道路・河川・海辺などの美化清掃」などを通じて、住民と協働して清潔できれいな街づくりを推進します。

イ）住民・事業者への情報提供及び意識啓発

住民及び事業者に対し、ごみ量や処理・処分施設の稼働状況といった基本情報に加え、ごみの収集から処分までにかかるコストや環境負荷、ごみ減量に関するイベントなど、多岐に亘る情報をホームページ等でわかりやすく提供していきます。また、これらの情報提供と併せて、ごみ問題への関心や４Ｒの推進によるライフスタイルの転換など、ごみの減量化・資源化への意識啓発を実施します。

ウ）環境にやさしい買い物の普及促進

商品購入時におけるマイバッグ持参運動や詰め替え品、長い間使える製品、リサイクル可能な商品、製品などの環境にやさしい商品の購入といった４Ｒ行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制の推進に努めます。

エ）環境教育・環境学習の推進

小学生等の若い世代に対する環境教育は、その保護者世代に対する環境教育に繋がるとともに、世代の交代による将来的なライフスタイルの変化にも繋がります。

構成市町村においては、ごみに関する地域座談会、勉強会、ごみ処理施設等の見学会、リ

サイクル分別体験など、ごみ問題を身近な自分の問題として学校や地域ぐるみで考え、学び、実践する生涯学習としての取り組みを推進します。

また、行政組合では、環境学習の一環として、ポスターコンクールの開催や宮古清掃センター、みやこ広域リサイクルセンター、第２リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場等の施設見学の依頼にも積極的に対応していきます。

構成市町村の集団回収奨励事業計画等について、表－５－１から表－５－４に示します。

表－５－１　集団回収奨励事業等計画（R5）

宮古市

集団回収奨励金交付事業

交付対象団体数　60団体　　交付対象業者数　4者

区　分	奨励金額(円/kg) 団体	奨励金額(円/kg) 業者	計画量(kg)	交付金額(円)
新聞紙	3.0	4.0	124,100	2,599,990
雑　誌			75,930	
ダンボール			123,120	
飲料用紙パック			590	
スチール缶	5.0	2.0	20,450	
アルミ缶			20,820	
一升びん	3.0	1.0	5,380	
ビールびん			3,510	
古繊維(衣類)	5.0	1.0	0	
計	－	－	373,900	

※団体へのびん類の奨励金額は1本あたりの金額

生ごみ処理容器等設置補助事業

区　分	補助上限(円/台)		計画数(台)
コンポスト	購入費の1/2	3,500	14
EMサポート		1,100	5
電動生ごみ処理機		30,000	7
手動生ごみ処理機		13,500	3

※1世帯あたりの補助基数(電動・手動生ごみ処理機＝1基　その他のもの＝2基)

表－５－２　集団回収奨励事業等計画（R5）

山田町

集団回収奨励金交付事業

交付対象団体数　5団体

区　分	奨励金額(円/kg) 団体	奨励金額(円/kg) 業者	計画量(kg)	交付金額(円)
新聞紙	6.0	－	125,000	1,730,000
雑　誌			52,000	
ダンボール			65,000	
飲料用紙パック			800	
スチール缶	6.0	－	12,000	
アルミ缶			28,000	
びん類	4.0	－	5,000	
鉄くず	－	－	30	
古繊維	6.0	－	100	
計	－	－	287,930	

※びん類の奨励金額は1本あたりの金額

表－５－３　集団回収奨励事業等計画（R5）

岩泉町

集団回収奨励金交付事業

交付対象団体数　25団体

区　分	奨励金額(円/kg) 団体	奨励金額(円/kg) 業者	計画量(kg)	交付金額(円)
新聞紙	2.5	－	200,000	1,912,500
雑　誌			201,000	
ダンボール			361,000	
飲料用紙パック			3,000	
スチール缶	－	－	4,000	
アルミ缶			7,000	
びん類	－	－	1,000	
計	－	－	777,000	

生ごみ処理容器等設置補助事業

区　分	補助上限(円/台)		計画数(台)
コンポスト	経費の1/2	2,200	25
電動生ごみ処理機		25,000	0

※公衆衛生連合会を通して実施

表－５－４　集団回収奨励事業等計画（R5）

田野畑村

集団回収奨励金交付事業

交付対象団体数　9団体

区　分	奨励金額(円/kg) 団体	奨励金額(円/kg) 業者	計画量(kg)	交付金額(円)
新聞紙	3.0	－	62,800	600,000
雑　誌			56,100	
ダンボール			111,000	
飲料用紙パック			1,600	
スチール缶	－	－	1,400	
アルミ缶			4,300	
びん類	－	－	400	
計	－	－	237,600	

4　収集・運搬計画

(1) ごみの分別・排出方法等

ごみの分別・排出方法等については粗大ごみの排出方法及び宮古市のごみ集積所でのアルミ缶・ペットボトルのネットへの排出以外は本地域内で統一して行うものとします。

ア）生活系ごみの排出

分別の徹底、収集の効率化、集積所の清潔と美観を保持するため、燃やせるごみ、燃やせないごみ、紙製容器包装、プラ製容器包装の排出には「指定袋」を使用するものとします。

イ）生活系ごみの排出場所の適正管理

生活系ごみの排出場所の設置、移動、廃止については、構成市町村が地区の要望や設置場所の適否、収集効率等を考慮し、整備するものとします。

ウ）事業系ごみの排出

産業廃棄物の不適正な排出と生活系ごみへの混入を防止するため「指定袋」による排出を徹底します。

エ）ペットボトルの排出方法

飲料用ペットボトル及び食料用のペットボトル（食用油脂を含む物品を充てんしたもの、簡易な洗浄で匂いの除去ができないものを除く。）を回収します。

また、胴ラベルははがし、「プラ製容器包装」として分別・排出するものとします。

オ）紙製容器包装の排出方法

「紙」マークのついているものを回収します。

線香や石鹸の紙箱など、においを取り除くことが困難なものは、「燃やせるごみ」として排出するものとします。

カ）プラ製容器包装の排出方法

「プラ」マークのついているものを回収します。

発泡スチロール緩衝材及び在宅医療廃棄物は、「燃やせるごみ」として排出するものとします。

キ）汚れの落ちにくい容器包装の排出方法

付着した汚れの洗浄が困難なもの（チューブ類、レトルトパック等）については容器包装に係る分別収集の対象から適切に除去し、「燃やせるごみ」として排出するものとします。

ク）小型家電の排出方法

回収ボックスに投入できる大きさのものは、公共施設に設置の回収ボックスに排出するものとし、デスクトップパソコンについては、行政組合の処理施設へ直接持ち込むものとします。

ケ）資源化への取り組みの優先

資源化のため販売店が自主回収している場合や地域で集団回収を行っているものについては、行政回収に優先して取り組むものとします。

表－6　生活系ごみの排出方法（R5）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">区　分</th><th colspan="7">ごみ集積所排出方法</th></tr>
<tr><th colspan="4">宮古市</th><th rowspan="2">山田町</th><th rowspan="2">岩泉町</th><th rowspan="2">田野畑村</th></tr>
<tr><th>宮古地域</th><th>田老地域</th><th>新里地域</th><th>川井地域</th></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせるごみ</td><td colspan="7" rowspan="2">指定袋</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせないごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td colspan="7">形状のまま
※宮古市宮古地域及び田野畑村は戸別収集、岩泉町は拠点回収。</td></tr>
<tr><td rowspan="10">資源物</td><td>新聞紙</td><td colspan="7" rowspan="4">紙ひもで結束</td></tr>
<tr><td>雑誌</td></tr>
<tr><td>ダンボール</td></tr>
<tr><td>飲料用紙パック</td></tr>
<tr><td>紙製容器包装</td><td colspan="7">指定袋</td></tr>
<tr><td>缶類</td><td colspan="4" rowspan="5">透明･半透明袋
（アルミ缶及びペットボトルはネット）</td><td colspan="3" rowspan="5">透明･半透明袋</td></tr>
<tr><td>リターナブルびん</td></tr>
<tr><td>びん類</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>白色トレイ</td></tr>
<tr><td>プラ製容器包装</td><td colspan="7">指定袋</td></tr>
<tr><td>乾電池</td><td colspan="7" rowspan="3">透明･半透明袋
※蛍光管は、購入時の箱に入れ排出しても可。袋に入らないものは、形状のまま又はひもで結束し排出すること。</td></tr>
<tr><td>蛍光管</td></tr>
<tr><td>水銀入り体温計・血圧計</td></tr>
<tr><td>資源物</td><td>小型家電</td><td colspan="7">公共施設に設置されている回収ボックスに投入</td></tr>
<tr><td colspan="2">動物の死体(犬、猫等の小動物)</td><td colspan="7">行政組合施設に直接搬入
※搬入時に、動物の死体届出書を提出すること。</td></tr>
</table>

表－7　事業系ごみの排出方法（R5）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>本地域</th></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせるごみ</td><td rowspan="2">指定袋</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせないごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>形状のまま</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資源物</td><td>缶類</td><td rowspan="3">指定袋、透明･半透明袋
※従業員の個人消費に伴って排出されるものに限る。</td></tr>
<tr><td>びん類</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
</table>

※事業系ごみは、ごみ集積所に排出しないこと。
　事業者自ら行政組合施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼すること。

(2) 処理除外物の処理

構成市町村の指定するごみ集積所に排出してはならない物及び行政組合の処理施設で処理できない物については、条例第 11 条に規定しています。それらについては、購入店で引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼し、適正に処理するものとします。

ア）特定家庭用機器

エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、小売業者に引き取りを依頼するか、専門業者に収集運搬を依頼し、適正に再資源化するものとします。

表－８　処理除外物等

区　分	内　容
毒性を有するもの	毒物、劇物、農薬、溶剤、塗料、廃油(食用を除く)、化学薬品等
引火性を有するもの	ガソリン、灯油、可燃性の内容物が残っているエアゾール缶及びカセット式ガスボンベ等
火気のあるもの	燃えがら等で火気の残っているもの
著しい悪臭を発するもの	腐敗した動植物残渣、有機性汚泥等
多量の汚水を排出するもの	汚泥等で水分を多量に含むもの、水切りしない厨芥類等
特別管理一般廃棄物	感染性のあるもの
処理施設による処理を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるもの	バッテリー、消火器、小型ガスボンベ、空気ボンベ、自動車用タイヤ、オートバイ(原動機付き自転車を含む)、自動車、船外機、耕運機、エンジン付草刈り機、ピアノ、業務用冷蔵庫・冷凍庫(ストッカーを含む)、ＦＲＰの浴槽等
処理施設における再資源化・再商品化等が困難であり、製造事業者等による処理がリサイクルの推進に有効であるもの	資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に規定する指定再資源化製品(小型家電を除く)
	特定家電用機器再商品化法第2条第7項に規定する特定家庭用機器

(3) ごみの収集・運搬方法等

ア）生活系ごみの収集運搬方法等

ア　収集運搬体制

一般家庭の日常生活に伴って生じたごみは、構成市町村及び行政組合が委託する業者により定期的に収集し、行政組合の処理施設へ運搬するものとします。

イ　一時多量ごみの収集

引っ越し等で一時的に多量に発生するごみは、行政組合の処理施設に直接搬入するか、行政組合が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼して収集するものとします。

ウ　自己搬入

住民自ら行政組合の処理施設へ一般廃棄物を搬入する場合は、条例第 14 条に規定する「受入基準」に従うものとします。

表－９　生活系ごみの収集運搬体制（R5）

地　域	収集回数				収集方式	収集の直営・委託	収集車両
	可燃	不燃	粗大	資源			
宮古市 宮古地域	2回/週	1回/月	3回/年	プラ1回/週 その他2回/月	ステーション方式 粗大:戸別収集	委託	機械車　11台 平ボディ 7台
宮古市 田老地域	2回/週	1回/月	2回/年	プラ2回/月 その他1回/月	ステーション方式	委託	機械車　1台 平ボディ 1台
宮古市 新里地域	2回/週	1回/月	2回/年	プラ2回/月 その他1回/月	ステーション方式	委託	機械車　1台 平ボディ 1台
宮古市 川井地域	1回/週	1回/月	4回/年	プラ2回/月 その他1回/月	ステーション方式	委託	機械車　1台 平ボディ 1台
山田町	2回/週	1回/月	2回/年	2回/月	ステーション方式	委託	機械車　4台 平ボディ 1台
岩泉町	2回/週	2回/月	2回/年	4回/月	ステーション方式 粗大:拠点回収	委託	機械車　6台 平ボディ 3台
田野畑村	2回/週	1回/月	4回/年	2回/月	ステーション方式 粗大:戸別収集	委託	機械車　2台 平ボディ 2台

※収集回数は、地区によって異なる市町村があるため、最も収集の多い地区の数値を掲載した。
※資源収集回数は、一品目当たりの回数。

表－１０　生活系ごみの収集運搬計画（R5）

区　分	収集形態	本地域合計（t）	地域別内訳						
			宮古市 宮古地域	宮古市 田老地域	宮古市 新里地域	宮古市 川井地域	山田町	岩泉町	田野畑村
燃やせるごみ	収集	12,124	6,696	484	382	294	2,458	1,316	494
	自己搬入	1,093	942	9	12	6	107	12	5
燃やせないごみ	収集	484	227	25	21	27	87	73	24
	自己搬入	267	209	3	6	5	32	9	3
可燃性粗大ごみ	収集	36	14	1	2	6	2	9	2
	自己搬入	733	517	13	20	13	123	33	14
不燃性粗大ごみ	収集	34	12	1	1	6	3	8	3
	自己搬入	200	145	3	6	3	29	9	5
新聞紙	収集	475	354	24	14	4	49	25	5
	自己搬入	73	60	2	3	1	4	2	1
雑誌	収集	250	175	14	7	2	24	25	3
	自己搬入	101	79	3	4	3	7	3	2
ダンボール	収集	245	166	14	6	2	28	26	3
	自己搬入	74	59	3	3	1	5	2	1
飲料用紙パック	収集	6	4	0	0	0	1	1	0
	自己搬入	2	2	0	0	0	0	0	0
紙製容器包装	収集	152	102	5	5	4	20	14	2
	自己搬入	18	17	0	0	0	1	0	0
缶類	収集	129	79	9	7	2	17	13	2
	自己搬入	26	24	1	0	0	1	0	0
リターナブルびん	収集	27	17	1	1	1	4	3	0
	自己搬入	8	8	0	0	0	0	0	0
びん類	収集	511	283	26	25	23	80	65	9
	自己搬入	82	70	2	2	0	6	0	2
ペットボトル	収集	164	85	8	6	6	34	22	3
	自己搬入	27	24	1	0	0	2	0	0
白色トレイ	収集	8	4	0	0	0	2	2	0
	自己搬入	1	1	0	0	0	0	0	0
プラ製容器包装	収集	301	202	9	9	6	41	30	4
	自己搬入	18	18	0	0	0	0	0	0
乾電池	収集	25	14	1	1	1	5	3	0
	自己搬入	5	5	0	0	0	0	0	0
蛍光管	収集	4	3	0	0	0	1	0	0
	自己搬入	2	2	0	0	0	0	0	0
水銀入り体温計・血圧計	収集	0	0	0	0	0	0	0	0
	自己搬入	0	0	0	0	0	0	0	0
小型家電	自己搬入	5	4	0	0	0	1	0	0
合　計		17,710	10,623	662	543	416	3,174	1,705	587

イ）事業系ごみの収集運搬方法等

ア　収集運搬体制

事業者自ら行政組合の処理施設へ搬入するか、または行政組合が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼して収集するものとします。

イ　行政組合処理施設への搬入

一般廃棄物収集運搬業者及び事業者が、行政組合の処理施設へ一般廃棄物を搬入する場合は、条例第 14 条に規定する「受入基準」に従うものとします。

また、１日平均 100kg 以上の一般廃棄物を搬入する事業者は、条例第 16 条に規定する「搬入承認」を受けてから、当該一般廃棄物を処理施設へ搬入するものとします。

表－１１　事業系ごみの収集運搬体制（R5）

地　域	許可業者数	許可車両台数					収集回数	収集方式	収集区域
		機械車	ダンプ	平ボディ	バン	計			
宮古市 宮古地域	4	11	2	7	1	21	随時	戸別収集	宮古地域全域
宮古市 田老地域	2	2	2	1		5	随時	戸別収集	田老地域全域
宮古市 新里地域	1	1		1		2	随時	戸別収集	新里地域全域
宮古市 川井地域	1	1				1	随時	戸別収集	川井地域全域
山田町	3	3		2	3	8	随時	戸別収集	山田町全域
岩泉町	2	4		1	1	6	随時	戸別収集	岩泉町全域
田野畑村	2	2		2		4	随時	戸別収集	田野畑村全域
合　計	15	24	4	14	5	47	－	－	－

表－１２　事業系ごみの収集運搬計画（R5）

区　分	収集形態	本地域合計（t）	地域別内訳						
			宮古市 宮古地域	宮古市 田老地域	宮古市 新里地域	宮古市 川井地域	山田町	岩泉町	田野畑村
燃やせるごみ	収集	4,928	3,280	197	151	82	503	557	158
	自己搬入	753	544	30	10	4	67	92	6
燃やせないごみ	収集	88	73	0	0	0	9	4	2
	自己搬入	244	236	0	3	0	5	0	0
可燃性粗大ごみ	収集	180	152	1	0	0	21	6	0
	自己搬入	357	223	5	13	8	93	11	4
不燃性粗大ごみ	収集	17	14	0	0	0	1	2	0
	自己搬入	2	1	0	1	0	0	0	0
缶類	収集	4	2	0	0	0	1	0	1
	自己搬入	0	0	0	0	0	0	0	0
びん類	収集	111	82	3	1	1	13	8	3
	自己搬入	10	10	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	収集	37	19	1	1	1	10	4	1
	自己搬入	3	3	0	0	0	0	0	0
※ダンボール	自己搬入	4	2	1	1	0	0	0	0
※飲料用紙パック	自己搬入	0	0	0	0	0	0	0	0
※新聞紙	自己搬入	1	1	0	0	0	0	0	0
※雑誌	自己搬入	2	2	0	0	0	0	0	0
合　計		6,741	4,644	238	181	96	723	684	175

※公共施設のみ受入。

5　行政組合で処理する特定産業廃棄物の収集運搬等

(1) 行政組合で処理する特定産業廃棄物

条例第 17 条の規定に基づき行政組合が処理する特定産業廃棄物は、次のとおりです。

下水道汚泥・・・・・公共下水道施設から生じる有機性汚泥及びスクリーンかす。

油分・・・・・・・・公共下水道及び浄化槽の排水設備として設置する阻集器（グリーストラップを含む。）で回収された油分に限る。

廃プラスチック・・・前年度の売上高が 3,000 万円以下で、かつ排出量の平均が１日２kg 以下である事業者の事業活動に伴って生じる発泡スチロール製の箱状容器に限る。

燃え殻・・・・・・・公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）の規定による一般公衆浴場から生じる焼却残灰に限る。

(2) 特定産業廃棄物の収集運搬方法等

ア）収集運搬体制

特定産業廃棄物の種類ごとに分別し、事業者自ら運搬するか若しくは、産業廃棄物収集運搬業者に依頼して運搬するものとします。

イ）行政組合処理施設への搬入

特定産業廃棄物を行政組合の処理施設へ搬入する事業者及び産業廃棄物収集運搬業者は、条例第 14 条に規定する「受入基準」に従うものとします。

6　受入時間及び処理手数料

住民、事業者が自ら行政組合の処理施設に搬入する場合は、行政組合の受入基準を遵守し、各施設に搬入するものとします。

表－１３　受入時間及び処理手数料

燃やせるごみ

所管・施設名	宮古地区広域行政組合　宮古清掃センター
所在地	宮古市小山田第2地割110番地
受入時間	8：30～16：30(12：00～13：00まで休業)
受入休業日	日曜日、1月1日～1月3日及び行政組合が指定する日

燃やせないごみ

所管・施設名	宮古地区広域行政組合　一般廃棄物最終処分場
所在地	宮古市千徳第14地割地内
受入時間	8：30～16：30(12：00～13：00まで休業)
受入休業日	日曜日、1月1日～1月3日及び行政組合が指定する日

資源物

所管・施設名	宮古地区広域行政組合　みやこ広域リサイクルセンター
所在地	宮古市小山田第2地割102番地
受入時間	8：30～16：30(12：00～13：00まで休業)
受入休業日	日曜日、1月1日～1月3日及び行政組合が指定する日

一般廃棄物処理処分料金

品目	家庭からのごみ	事業所からのごみ
燃やせるごみ 燃やせないごみ (粗大ごみを含む)	50kgまで　無料 50kgを超える場合　50円/10kg ※フロンガスを回収するものについては、 １個につき500円を加算	50円/10kg
資源物	無料	30円/10kg
小動物の死体	１体につき　20kgまで　1,000円 20kgを超える場合　1,500円	－

特定産業廃棄物処理処分料金

品目	事業所からの特定産業廃棄物
廃プラスチック	60円/1袋(指定袋)
油分・燃え殻	100円/10kg

7　中間処理計画

(1) 焼却処理

可燃性のごみは、宮古清掃センターで焼却処理（小動物の死体は動物焼却炉）を行います。

また、公共下水道処理施設、農業・漁業集落排水処理施設及びし尿処理施設から発生する脱水汚泥は、構成市町村及び行政組合が委託する維持管理業者等により、汚泥混焼施設（宮古清掃センター併設）へ搬入するものとします。汚泥混焼施設へ搬入された脱水汚泥は宮古清掃センターで焼却処理を行います。

表－１４　ごみ焼却施設

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	宮古清掃センター
処理方式	全連続燃焼式流動床炉
処理能力	186ｔ/日(93ｔ/24h×2炉)
運転開始	平成6年7月(平成29年3月基幹的設備改良工事竣工)
処理対象物	燃やせるごみ、特定産業廃棄物、施設発生可燃性残渣等

表－１５　焼却処理計画（R5）

区分	計画量(t)	処理施設
燃やせるごみ	18,898	宮古清掃センター
可燃性粗大ごみ(自走式破砕機経由)	1,305	
各種脱水汚泥(汚泥混焼施設経由)	5,298	
浸出液処理施設脱水汚泥	9	
各種し渣	99	
油分	8	
廃プラスチック	0	
燃え殻	5	
施設発生可燃性残渣等	105	
合計	25,727	

(2) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、一般廃棄物最終処分場敷地内に設置した自走式破砕機で破砕処理後、宮古清掃センターで焼却処理を行います。

表－１６　破砕処理施設

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	自走式破砕機
処理方式	破砕
処理能力	198ｔ/日(8h)
運転開始	平成12年4月(令和2年1月更新)
処理対象物	可燃性粗大ごみ

表－１７　破砕処理計画（R5）

区分	計画量(t)	処理施設
可燃性粗大ごみ	1,306	自走式破砕機
再生品(－)	1	
合計	1,305	

(3) 再資源化等処理

資源物は、資源化施設で選別等の処理を行います。

また、一般廃棄物最終処分場に搬入される不燃性のごみから鉄くず等の不燃有価物及び小型家電を回収し、可燃性粗大ごみから再利用可能な家具類を回収します。

処理後の資源物については、缶類、新聞紙、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、リターナブルびん及び不燃有価物は古物商等へ売却します。びん類、ペットボトル、紙製容器包装、白色トレイ及びプラ製容器包装は日本容器包装リサイクル協会指定の施設へ、有害ごみ及び小型家電は専門の処理業者へそれぞれ出荷し、再資源化を行います。

なお、可燃性粗大ごみから回収した家具類は、簡易補修を行った後、再生品ストックヤードに保管し、住民へ無償で提供する取り組みを行っていきます。

表－１８　資源化施設

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	みやこ広域リサイクルセンター
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
処理能力	8t/日(5h)
運転開始	平成14年4月
処理対象物	缶類(スチール･アルミ)､びん類(無色･茶色･その他色)､ペットボトル､有害ごみ､小型家電
所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	第２リサイクルセンター
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
処理能力	9t/日(5h)
運転開始	平成21年4月
処理対象物	紙製容器包装、白色トレイ、プラ製容器包装
所管・管理	宮古市・宮古地区広域行政組合
施設名	宮古市資源物保管庫
処理方式	保管
処理能力	－
運転開始	平成14年4月
処理対象物	新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、リターナブルびん
所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	再生品ストックヤード
処理方式	保管
処理能力	－
運転開始	平成24年4月
処理対象物	家具類

表－１９　資源化計画（R5）

区　分	計画量(t)	処理施設
缶類	159	みやこ広域リサイクルセンター
びん類	714	
ペットボトル	231	
有害ごみ	36	
小型家電(ボックス+ピックアップ回収)	11	
計	1,151	
紙製容器包装	170	第２リサイクルセンター
白色トレイ	9	
プラ製容器包装	319	
計	498	
新聞紙	549	宮古市資源物保管庫
雑誌	353	
ダンボール	323	
飲料用紙パック	8	
リターナブルびん	35	
計	1,268	
再生品	1	再生品ストックヤード
処理量計	2,918	－
処理残渣量(－)	72	
資源化施設資源化量	2,846	
一般廃棄物最終処分場不燃有価物	311	－
行政組合総資源化量	3,157	－

8　最終処分計画

(1) 最終処分

不燃性のごみは、資源物を回収したのち、一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行います。

また、埋立地からの浸出水は、付随する浸出液処理施設で処理を行います。

表－２０　最終処分場

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	一般廃棄物最終処分場
処理方式	セル＆サンドイッチ方式
処理能力	埋立面積54,800㎡　埋立容量550,600㎥ 平成24年11月埋立容量変更(変更前埋立容量500,600㎥)
運転開始	昭和60年8月
処理対象物	燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、焼却残渣等

表－２１　最終処分計画（R5）

区　分	計画量(t)	処理施設
燃やせないごみ	1,083	一般廃棄物最終処分場
不燃性粗大ごみ	253	
焼却残渣等	2,413	
計	3,749	
不燃有価物(－)	311	
小型家電ピックアップ(－)	6	
最終処分量	3,432	

(2) 施設整備

既存の一般廃棄物最終処分場は、令和 10 年度中に埋立完了となる見込みであることから、現状の処理体制を継続するため、次期一般廃棄物最終処分場の整備事業を進めます。

令和３年度に「宮古地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画（計画期間：令和４年度から令和 10 年度)」を策定しており、当該計画に基づき、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、施設整備事業及び関連委託事業を実施します。

表－２２　循環型社会形成推進地域計画事業概要

事業種別 事業名	規模	事業年度	総事業費 (千円)
○最終処分に関する事業			
一般廃棄物最終処分場整備事業	52,000㎥	R7～R10	2,336,412
○施設整備に関する計画支援事業			
施設整備基本計画策定事業		R4	※　8,800
測量・地質調査事業		R4	※　21,395
生活環境影響調査事業		R4～R5	19,789
基本設計事業		R5	26,100
実施設計・事業者選定アドバイザリー事業		R6～R7	69,900

※印は実績額。

９　民間施設による処理

民間の処理施設で処理する事業系一般廃棄物は、次のとおりとします。

表－２３　民間処理施設（R5）

施設名称	ホクヨープライウッド株式会社木屑中間処理施設
所在地	宮古市磯鶏第4地割114番7号
処理対象物	木くず（再生可能な流木、倒木、間伐材等）
処理方法	破砕処理（燃料チップ化）
処理能力	109.6t/日
処分先	ホクヨープライウッド株式会社宮古工場
施設名称	三陸やまだ漁業協同組合カキ殻等漁業系堆肥化施設
所在地	山田町大沢第13地割58番地39
処理対象物	魚介類残渣(貝殻及び付着物残渣)
処理方法	破砕処理（土壌改良材化）
処理能力	4.0t/日
処分先	土壌改良材として県内農家等へ売却

１０　その他の計画

(1) 漁業系一般廃棄物の処理

漁業系一般廃棄物は、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村で定めた「動植物性残渣による漁業系廃棄物処理計画」に基づき処理を行います。

漁業系一般廃棄物のうち、ウニ殻とカキ殻の一部については本地域外の業者に処理を委託し、土壌改良材や堆肥化による利用を進めていきます。

表－２４　漁業系一般廃棄物収集運搬業許可状況（R5）

業者名・運搬先	収集対象物	収集車両台数	収集回数	収集方式	収集区域
岩手コンポスト株式会社 花巻市石鳥谷町五大堂6-1-13	海産物残渣 （ウニ殻、カキ殻）	ダンプ　2台 平ボディ 3台 コンテナ 1台	随時	戸別収集	本地域全域

(2) 災害廃棄物への対応

震災や風水害等の自然災害により、一時的に多量に排出されるごみの処理について、構成市町村と連携してその適正な処理を図ります。

ア）仮置場の確保・管理

ア　仮置場の確保

構成市町村では、被災地の生活環境を保全するため、災害廃棄物等の排出場所を確保します。行政組合では、構成市町村の仮置場や発生場所から搬入される災害廃棄物の一時保管や、分別などの作業を行うための場所の確保を図ります。

イ　分別の徹底

災害廃棄物は分別排出を基本とし、混合して排出されたごみも再選別等の分別を行い、再資源化を図ります。

また、家電リサイクル法等の対象物は、関係法令に則り適正に処理します。

ウ　処理困難物・危険物等

災害によって搬入された危険物・処理困難物は適正に管理し、専門業者への委託等の検討を行い適正に処理します。

イ）災害廃棄物の処理

ア　災害廃棄物の処理

分別を徹底したのち、再資源化できないものは焼却または埋立処分を行い適正に処理するものとします。

図－４　災害廃棄物処理の基本フロー

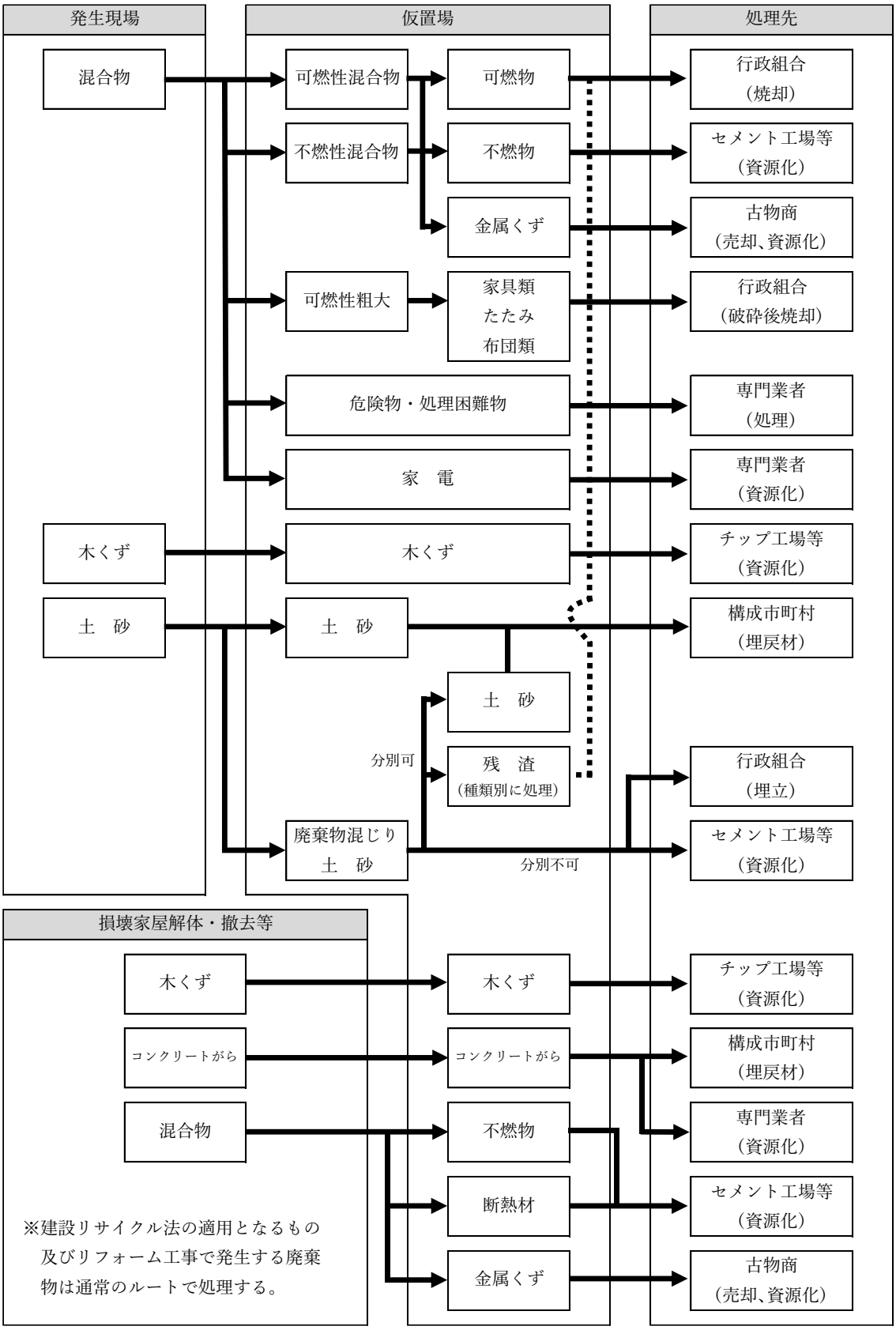

イ　処理施設の確保等

ごみ処理施設が被災、または処理能力以上の災害廃棄物発生により処理が困難な場合には、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」等により協力を要請するなど、処理ルートの確保を図るものとします。

また、本地域以外で発生した災害により発生した廃棄物に対し、ごみ処理の要請があった場合には、適正な処理・処分が可能な範囲で協力するものとします。

(3) 火災ごみの処理

一般家庭の住宅火災により発生したごみは、被災者が条例第 14 条に規定する「受入基準」に従い行政組合に申請することにより、解体業者もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者が行政組合の処理施設へ搬入することができるものとします。

(4) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村で定めた「宮古地域在宅医療廃棄物処理計画」に基づき処理を行います。

家庭から排出される可燃性の在宅医療廃棄物は、プラマークがある物であっても「燃やせるごみ」として行政組合の処理施設で焼却処理を行います。

(5) 計画の進行管理

本計画の目標に対する達成状況や、目標達成に向けた取り組み内容に対し、実績の把握や各種ごみ減量化・資源化施策等の分析・評価により、計画の進行管理を実施します。

また、必要に応じて施策や事業内容の見直し、代替案の策定、新しい施策の検討等を行い、計画目標の効率的な達成に努めます。

Ⅲ　生活排水処理実施計画

1　処理区分及び人口

構成市町村では、し尿及び生活排水を適正に処理するため、公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設を整備するとともに、合併処理浄化槽の普及に努めています。

また、行政組合では、し尿処理施設（宮古衛生処理センター及び第２衛生処理場）を整備し、くみ取りし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理しています。

表－２５　処理形態別人口（R5）

区　分	計画人口(人)
計画処理区域内人口	71,725
水洗化・生活雑排水処理人口	48,097
コミュニティ・プラント	0
合併処理浄化槽	11,418
公共下水道	33,840
農業・漁業集落排水施設Ⅰ	1,697
農業・漁業集落排水施設Ⅱ	1,142
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	73
非水洗化人口	23,555
計画処理区域外人口	0

※農業・漁業集落排水施設Ⅰから発生する汚泥は、脱水汚泥として汚泥混焼施設で処理。
農業・漁業集落排水施設Ⅱから発生する汚泥は、浄化槽汚泥として宮古衛生処理センターで処理。

2　受入時間及び処理手数料

表－２６　受入時間及び処理手数料

し尿・浄化槽汚泥

所管・施設名	宮古地区広域行政組合　宮古衛生処理センター
所在地	宮古市千徳第14地割121番地5
受入時間	8：30～16：30
受入休業日等	1月1日～1月3日及び行政組合が指定する日 土・日曜日(隔週で土曜日午前中の受入あり) 繁忙時の臨時開業日あり

し尿汲み取り料金　※R1.10.1改定

し尿・浄化槽汚泥	180ℓまで　1,360円 180ℓを超える場合　18ℓ又はその端数ごとに　136円

し尿処理手数料

し尿・浄化槽汚泥	3円/10ℓ

3　生活排水処理の流れ

本地域の生活排水処理の流れを以下に示します。

図－５　生活排水処理の流れ

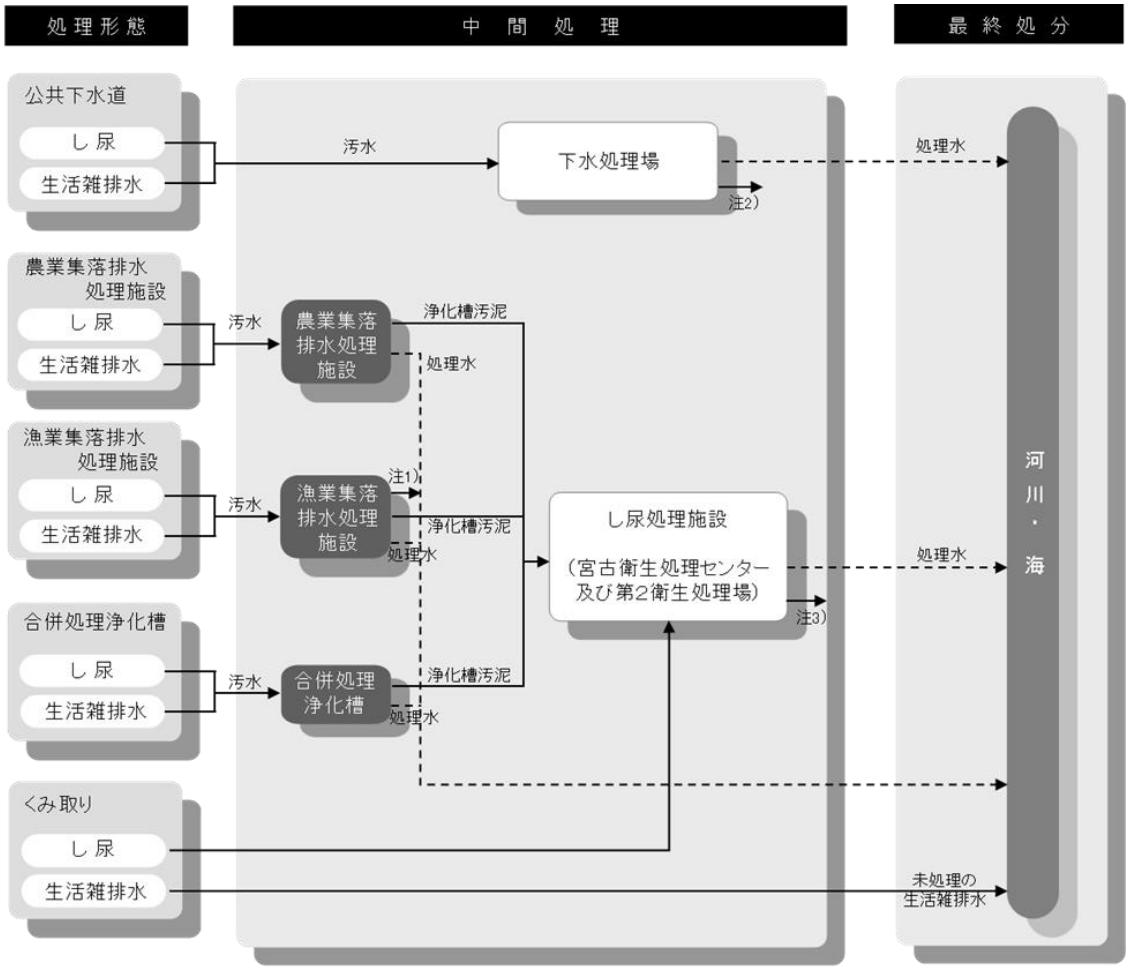

※：注1･2･3)からは脱水汚泥が排出され、汚泥混焼施設に運ばれ、宮古清掃センターで焼却処理しています。

4　生活排水の処理主体

本地域の生活排水処理主体は、構成市町村、住民、行政組合に分けられます。

表－２７　生活排水処理主体

処理主体	種類	対象とする生活排水
構成市町村	公共下水道	各家庭からのし尿・生活雑排水
	農業・漁業集落排水処理施設	
	合併処理浄化槽	
住民	合併処理浄化槽	
行政組合	し尿処理施設	汲み取り世帯からのし尿
		合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥
		農業・漁業集落排水処理施設からの浄化槽汚泥

5　収集・運搬計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

本地域のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、すべて収集運搬許可業者により実施するものとします。

し尿については、定期又は申し込みの都度の戸別収集とし、浄化槽汚泥については、浄化槽清掃の都度の収集とします。

表－２８　し尿及び浄化槽汚泥の収集体制（R5）

地　域	許可業者数	許可内訳		許可車両台数	収集区域
		し尿	浄化槽汚泥		
宮古市 宮古地域	3	3	3	9	宮古地域全域
宮古市 田老地域	1	1	1	2	田老地域全域
宮古市 新里地域	1	1	1	2	新里地域全域
宮古市 川井地域	1	1	1	2	川井地域全域
山田町	4	4	4	11	山田町全域
岩泉町	2	2	2	4	岩泉町全域
田野畑村	1	1	1	2	田野畑村全域
合　計	13	13	13	32	－

(2) し尿及び浄化槽汚泥の運搬方法

くみ取ったし尿及び浄化槽汚泥は、宮古市（宮古地域・田老地域・新里地域）及び山田町については、宮古衛生処理センターへ許可業者が直接搬入するものとします。宮古市（川井地域）、岩泉町及び田野畑村の遠隔地では、それぞれの地域に設置している中継施設（川井地域中継貯留槽・岩泉町中継貯留槽・田野畑村中継貯留槽）へ許可業者が運搬するものとします。

それぞれの中継施設からの運搬は、行政組合が主体的に実施し、宮古衛生処理センターへ搬入するものとします。

表－２９　中継施設

名　称	区　分	概　要
川井地域中継貯留槽	設置場所	宮古市古田第1地割70番地3
	容　　量	50㎥×1槽
岩泉町中継貯留槽	設置場所	岩泉町乙茂207番地1
	容　　量	し尿40㎥×2槽　浄化槽汚泥30㎥×1槽
田野畑村中継貯留槽	設置場所	田野畑村真木沢8番1
	容　　量	50㎥×1槽

6　中間処理計画

本地域から発生する生活排水に関連する処理は、それぞれの処理主体によって適正に処理するものとします。

(1) 公共下水道及び農業・漁業集落排水処理施設

公共下水道及び集落排水処理施設に接続している一般家庭及び事業者の排出する生活排水は、下水処理場及び集落排水処理施設で中間処理を行います。

(2) し尿処理施設

本地域から発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、宮古衛生処理センター及び第２衛生処理場で中間処理を行います。

(3) ごみ焼却施設

生活排水の処理過程で施設から発生するし渣及び汚泥混焼施設へ搬入された脱水汚泥は、宮古清掃センターでごみとあわせ焼却処理を行います。

表－３０　し尿処理施設

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	宮古衛生処理センター
処理方式	標準脱窒素
処理能力	74kL/日(※137kL/日　受入貯留・汚泥処理・高度処理設備) 平成30年3月基幹的設備改良工事竣工、処理能力変更(変更前処理能力135kL/日)
運転開始	平成元年4月
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、農業・漁業集落排水施設浄化槽汚泥
所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	第２衛生処理場
処理方式	標準脱窒素
処理能力	63kL/日 平成30年3月基幹的設備改良工事竣工、処理能力変更(変更前処理能力58kL/日)
運転開始	平成11年4月
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、農業・漁業集落排水施設浄化槽汚泥

※宮古衛生処理センターと第2衛生処理場共通。宮古衛生処理センターで処理。

表－３１　し尿・浄化槽汚泥計画処理量（R5）

地　域	区　分	計画人口	計画量	
			kL/年度	kL/日
宮古市 宮古地域	し　　尿	8,199	14,344	39.19
	浄　化　槽　汚　泥	5,382	4,590	12.54
	合　計	13,581	18,934	51.73
宮古市 田老地域	し　　尿	919	817	2.23
	浄　化　槽　汚　泥	618	645	1.76
	合　計	1,537	1,462	3.99
宮古市 新里地域	し　　尿	1,198	1,307	3.57
	浄　化　槽　汚　泥	1,066	671	1.83
	合　計	2,264	1,978	5.40
宮古市 川井地域	し　　尿	1,283	1,094	2.99
	浄　化　槽　汚　泥	666	661	1.81
	合　計	1,949	1,755	4.80
山田町	し　　尿	6,080	5,496	15.02
	浄　化　槽　汚　泥	1,809	2,350	6.42
	合　計	7,889	7,846	21.44
岩泉町	し　　尿	4,332	3,789	10.35
	浄　化　槽　汚　泥	1,973	1,235	3.37
	合　計	6,305	5,024	13.72
田野畑村	し　　尿	1,544	1,028	2.81
	浄　化　槽　汚　泥	1,119	1,134	3.10
	合　計	2,663	2,162	5.91
合　計	し　　尿	23,555	27,875	76.16
	浄　化　槽　汚　泥	12,633	11,286	30.83
	合　計	36,188	39,161	106.99

表－３２　脱水汚泥受入施設

所管・管理	宮古市・宮古地区広域行政組合
施　設　名	汚泥混焼施設
処理方式	圧送
処理能力	21.5㎥/日×2基
運転開始	平成11年4月
処理対象物	脱水汚泥(公共下水道処理施設、農業・漁業集落排水処理施設、し尿処理施設)

表－３３　脱水汚泥計画処理量（R5）

区　分	計画量(t)	処理施設
公共下水道処理施設	3,823	受入：汚泥混焼施設 処理：宮古清掃センター
農業・漁業集落排水施設	255	
し尿処理施設	1,220	
合　計	5,298	

7　最終処分計画

し尿処理施設から発生する沈砂等の不燃性残渣は、行政組合の一般廃棄物最終処分場に埋立処分を行います。